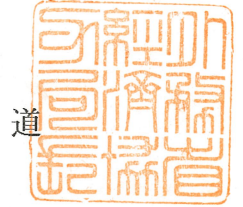


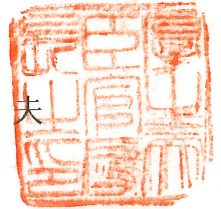
覚 書

外経協技第20号
厚生省発国第14号
昭和62年3月12日

外務省経済協力局長
英 正



厚生省官房長
北 郷 勲



外務省、厚生省は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律案を国会に提出するに際し、下記の通り確認する。

記

1. 外務省は、国際緊急援助活動により、隊員が被った身体上の損害（障害、死亡等）について、少なくとも現在国際協力事業団において講じられている補償措置を今後とも引き続き講じるよう指導するとともに、更に十分な補償が行われるよう早急に検討を行うこと。
2. 本法案第3条に関し、外務大臣は、医療活動その他の厚生省の所掌事務に係る国際緊急援助隊員の派遣の要請があった場合は、厚生大臣に協議し、当該援助隊の構成人員、援助内容等について、その意見を十分尊重すること。
3. 本法案第6条に関し、外務省は、医療活動その他の厚生省の所掌事務に係る国際緊急援助隊員の活動状況について、厚生省に十分な連絡を行い、基本的な方針の変更等、重要な調整を行うに際しては速やかに厚生省に協議を行うこと。

4. 外務省は、国際緊急援助隊の派遣に際して、当該援助隊について可能な限りの特権、便宜等が確保されるよう、被災国政府との交渉に努めること。
5. 法案第6条における外務大臣による活動の調整は、厚生大臣の人事上の指揮監督権を犯すものではなく、新たな外務大臣の権限を創設するものではないこと。
6. 法案第7条において、JICAが厚生省の所掌事務に係る国際緊急援助活動に必要な業務を行うに当たっては厚生省の意見を十分尊重するよう外務省はJICAを監督すること。